

○山井委員 これから三十五分間、田村大臣に、介護保険要支援切りについて質問をさせていただきます。

最初に、少し御紹介をさせていただきますが、私も、昔、祖母が二十年間寝たきりでありまして、そのことを経験する中で、介護問題をよくしたいというのが国会議員になった一つの原点でありますし、例えば「公的介護保険のすべて」、この本が出版されたのは一九九五年、今から十八年前です。日本で初めて介護保険と名のついた本はこの本で、私が中心になって書いた本でありますし、また、今から十九年前、岩波新書「日本の高齢者福祉」、これを私書きましたが、この中でも介護保険が必要だということを言っておりまして、その後も私は介護保険の本を何冊か書いております。

ですから、私は、自分自身、二〇〇〇年に導入された介護保険の創設メンバーの一人だと思っておりますし、その当時の厚生労働省の方々とも、介護の社会化が必要だ、家族だけに負担を負わせるのはもう限界だという思いで介護保険をつくってきた、そういう立場からしまして、今後、社会保障プログラム法の中でもこの問題は議論しますが、要支援を介護保険から外す、これは大問題であると思っております。

きょう、配付資料をお配りしておりますが、最初のページを見ていただきたいと思います。

今、中根議員からも話がありましたが、きょうの介護保険部会で、五、六％自然増で介護予防給付が伸びていくのを三、四％に効率化させるということが提案されるというふうに聞いております。そのことを書いたのが、この四ページ目の日経新聞の記事であるわけですね。十年後に二千億を削減すると。日経新聞はきょうの介護保険部会のことを事前に入手したのでありましょう。

そこで、田村大臣に、質問通告もしておりますのでお聞きしたいんです。

現在は、予防給付と地域支援事業、平成二十三年で五千六百七十億円。今後、これが五％から六％ふえるということは、厚生労働省がおっしゃるように平均五・五％とします、これを十乗していったらいいんですね、一年後は五・五％ふえる、二年後は五・五％ふえる、こうやったら単純計算で推計できるんです。

そして、地域支援事業に一年半後、再来年の四月から移行して、その伸び率を三、四％にするということは、平均三・五％にする。これも単純に、一・〇三五を掛けていったらいいんです、一乗、二乗、三乗、四乗、五乗、六乗と。そうしたら、単純にこれは計算できます。

私の計算では、誰が計算をやってもこれは一緒です、十分に計算できますから。地域支援事業を導入して三、四％に、厚生労働省がきょう介護保険部会で提案するように、そういう計算をすれば、平成三十七年、二〇二五年には自然増で一兆一千九百九十八億円になるところが、約二千億抑制されて九千七百二十億円でおさまるというのが、これは私の十分にやった計算でありますけれども。

厚生労働省にも推計をしてくれということ質問通告しておりますが、質問通告した内容に従いまして、給付の見込みは、従来どおり五、六％の場合、平成三十七年に幾らになるか。そして、平成二十七年度から今回の改正を実現して地域支援事業に予防給付を移行した場合、三、四％の伸びに効率化した場合には費用額は幾らになるか、それぞれの費用額の推計をお答えください。

○田村国務大臣 今回の介護予防給付の方は四千百億円でございますので、四千百億円で計算をさせていただきますから、山井議員の数字とは若干変わってくるということは御理解をいただいた上で、三十七年度まで五・五％の伸び率で計算しますと、八千六百七十六億円。同じ方法で、三十七年度まで三・五％の伸び率で計算しますと、七千二十九億円です。

そういうことでございます。

○山井委員 ということは、今も答弁で出ましたように、このまま自然増で今までのように要支援の方々が望むサービスを受けていけば、平成三十七年には八千六百七十六億円になるところが、きょう、厚生労働省が介護保険部会で提案されるように、三、四％、平均三・五とすれば七千二十九億円、つまり、差し引きすると千六百四十七億円、十年後に抑制をするということ、きょう、提案されるわけでありまして、

先ほど中根議員がおっしゃったように、本質は、残念ながら、ここなんじゃないんですか。抑制をするためにはどうしたらいいか。そのためには、今のプロの職員のサービスよりもボランティアの人にやってもらおう、ある

いは、きょうも提案されると聞いておりますが、単価を下げてもいいです、あるいは自己負担を一割じゃなくて二割にしてもいいです、市町村の自由にさせます。そういうふうなことにして、サービスを縮小していったら、千六百四十七億円を抑制するということになるわけでありまして。

それで、きょうお配りした資料の中で、例えば、一番後ろ、NPO法人アビリティクラブたすけあいの方々は、「介護保険制度の保険給付から「要支援一・二」を外さないことを求める署名のお願い」をされております。その理由は、ここに線で書いてありますように、「かえって要支援者の生活の状態が悪化することやその結果、介護者家族の負担も増す」ということでもあります。

さらに、もう一ページ前の十三ページ、ここには、認知症の人と家族の会、私も二十数年前からこの会に入ったり、あるいは一緒に活動をしたりしてございましたけれども、ここの方々も、赤線で書いてありますように、私たちが容認できない提案は、要支援の人を介護保険の給付から外し、市町村の支援事業に委ねると。下の下線、「軽度認知障害の人が四百万人と発表され社会に大きな衝撃を与えました。「要支援外し」はこの人たちを、全国一律のサービスから市町村任せにしようとするもので、サービスが向上する保障はどこにもありません。」

さらに、もう一枚前のページ、フリップで申し上げますが、これは、八月に、今もおられますが、長妻昭衆議院議員が厚生労働省に強く要望して、要支援一、二の中で軽い認知症の人は何%おられるか。この資料は、厚生労働省がみずから出した資料ではありません。長妻議員が、要支援を切るというならば、その中で軽い認知症の人がどれぐらいいるか調べるのが当然だろうと何度も厚生労働省に要望して、やっと出てきた資料であります。これによりますと、要支援一で四三・二%、要支援二で五三・六%、約半数の方が軽い認知症なんです。

きょうは、認知症のお年寄りを介護しておられる御家族の方もお見えになっておりますけれども、認知症というのは難しくて、本当に最初が一番大変なんです。まだらぼけと言われたりもしますが、本当にこれは、最初に適切な支援、適切なサポートがあると、それほど認知症というのは悪化しづらいんですけども、初期に十分な対応ができなかったら悪化してしまうんですね。そういう意味でも、本当にこれは問題だと思っております。

そこで、具体的な方のお話をしたいと思っております。次のレジュメを見ていただければと思っております。レジュメの二ページ。

実はきょう、御本人の了解を得て、実名でお話をさせていただきますが、傍聴席に、Kさんと書いておりますけれども、草田さん、七十二歳の要支援の方がお越しをいただいております。

要支援二で、四年間、要支援二のまま。病気で右手が不自由。息子さんも要支援二です。息子さんも脳出血で倒れられ、要支援二の草田さんが要支援二の息子さんを、二人暮らしで、右手が不自由なのに介護されておられるわけです。週に二回ホームヘルプ、週一回デイサービス。この中で、こういうサービスがあるから、要支援二の息子を介護しながら、自分も右手が不自由だけれども、在宅生活ができる、このサービスを切らないでほしいと。当然ですよ。

さらにもう一人、これも御本人の御了解を得て出させていただきますが、渡辺さんも、きょう、お越しをいただいております。

七十七歳、要支援二、八年間です。でも、最初は、脳梗塞で倒れられて、要介護二だったんです。しかし、まさに介護保険のいいサービスを受けて、要支援二まで回復をしてこられました。しかし、今でも右半身麻痺。ひとり暮らし、家族は静岡。ホームヘルプが週三回来てくれるおかげで在宅生活が可能になっている。

ですから、私は心配しますのは、このサービスが切られたりすると、かえって、共倒れになったり、在宅生活が困難になったり、あるいは家族が介護で離職せざるを得なくなったり、あるいは家族のもとに呼び寄せざるを得なくなったり、かなりの問題が起こるのではないかと思っております。

そこで、田村大臣にお聞きします。

今お話ししたような渡辺さんや草田さんのサービスというのは、地域支援事業に移行されても同じサービスが維持されるんですか。

○田村国務大臣 先ほど、要支援の方々の認知症の数字を拝見させていただきました。軽い認知症でありますから、基本的には自立生活はできるけれども、軽い認知症を患っておられる方々、こういう方々を含めて、認知症の問題というのは大変私も深刻に感じております。

私も、先般、一時間半の研修を受けて認知症サポーターになったわけでありましてけれども、こういう方々に、今、モデル事業で、初期集中支援チーム、ここで早期から対応していく。これは要支援の方々も含めてであります。それで、認知症をなるべく悪化させない、認知症が軽いうちに治療も含めて対応していただいて、悪くなっていたかかないという中において、こういう対応もしておるといことも御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、今言われたような皆様方には当然必要不可欠なサービスとしてあるのであるならば、それは各自治体は、当然のごとく、いつも山井委員がおっしゃっておられるとおり、自治体が一番その住人の方々の状況がわかっている、これはまさに先生がいつもおっしゃられていることであります。

でありますから、当然のごとく、必要なサービスは、そんな、国がそれこそ中央集権でいろいろなことをやるよりは、各自治体が、我々が言う地方分権、先生がおっしゃる地域主権、その中において最も必要なサービスを提供いただくということが事の本筋であるのではないのかなというふうに思うわけでありまして、それも含めて、ただ、そういう御心配もありますから、我々、ガイドライン等々をつくって、どのような形でというような助言もしていくつもりでございますから、そういうことも含めて勘案をさせていただきながら、各自治体に助言をさせていただきたいというふうに思います。

○山井委員 田村大臣、これは先ほどの大西さんの質問と似ているんですけども、楽観論を聞いているんじゃないんですよ。多分大丈夫だろうという話じゃないんです。お一人お一人は、これは真剣ですからね。このサービスが切られたら、家族も本人もどうなるかわからない。本当に人生がかかっているんですよ。だから私は聞いているのであって、市町村が適切な判断をするでしょうという、その担保がないわけですよ。今後、ボランティアでやってくださいとかいうことを言っているわけですよ。

そうしたら、田村大臣にほかの聞き方をします。

きょうお見えになっている草田さんや渡辺さんが、今後も要支援二という判定をずっと、年に一遍これは認定更新がありますから、そうされていられるときに、同じサービスを受けられる可能性というのは、地域支援事業になっても、今の制度のままだも、制度改正してもしなくても、今のサービスと同じサービスを受けられる可能性は変わらないんですね、減らないんですね。

○田村国務大臣 介護保険の給付サービスにおいても、事業者がいなくなれば、当然、受けられないということは起こり得ますから、そういうことを前提にお答えしますが、今も言いました、やはり、それぞれの自治体を信用しなくて、そもそも介護なんてあり得ないですね。

私は、そこはいつも皆様方民主党が一番強くおっしゃっておられたことで、だから地方にいろいろな権限も財源も移せという話をされてこられたんじゃないですか。何で介護だけはそれを信用されないのかは私はよくわかりませんが、まるで地域を信用されておられないというような話であります。

ただ、そこで、言われるとおり、それぞれの自治体も、そうはいいながら、スタートするときのいろいろなノウハウ等々を含めて、それが心配だということはあると思いますから、それは実は、今回我々も、厚生労働省の中において、健康づくり推進本部というのをつくって、各自治体に対応したような窓口をつくって、しっかりと助言、相談等々ができるような体制を組めというふうに私の方から声もちゃんと上げております。

そのような形で、もし、どういうノウハウ等々、こういうものがわからないということがあれば、そこはいろいろな相談に乗っていきたいというふうに思いますが、各自治体がやる気がないだとか、やれないだとかというような話になれば、そもそも地方自治体を信用されていないという話になりますから、それは我々としては、そうではないのではないのかなというふうに思っています。

○山井委員 田村大臣、そんな低次元の答弁をしないでください。市町村は頑張っているから信用したらいいとか、そういう次元の問題じゃないんですよ。

実際、今おっしゃったように、十年間で千六百四十七億円も切るんでしょう、抑制するんでしょう。おまけに、きょうの介護保険部会で、デイサービスやホームヘルプの単価も下げていいですよ、二割負担にしてもいいですよ、ボランティアをふやしなさいという提案をするんでしょう。そうなったら、下げる可能性はあるじゃないですか。

さらに、(本を示す)この当ても、介護保険をつくる時、なぜ厚生労働省と私は一緒になって介護保険をつくったか。あのときは自社さ政権でしたよ。その理由は、市町村には財政力にも差があるから、全国で一律のサービスを受けられないから、それでは介護というこれからの超高齢社会は対応できないから、最低限のサービスは全国で保障しないと、市町村任せではだめだということで、介護保険をつくったんです。ですから、田村大臣の答弁でいいんだったら、そもそも介護保険は要らなかったんですよ。

それで、今、田村大臣、大事なことを答弁されていないので改めて聞きますが、草田さん、渡辺さん、今のままの制度で、今後、今のサービスを受け続けられる可能性と、地域支援事業に変わってからも今のサービスを受けられる可能性は、全く変わらないんですか。それとも、やはりちょっと、サービスがカットされるリスクは制度改正の方が高まるんですか。

○田村国務大臣 まず、伸び率の抑制のような話は、確かにたたき台としてはきょう御議論いただきますが、まだ決まった話ではございませんから、これはこれから御議論をしていただくという話であります。

その上で、必要なサービスはやはり受けていただく、ただし、一方で、効率化というものは当然必要であります。ですから……(山井委員「質問に答えてください」と呼ぶ)だから、必要なサービスは受けていただくということが前提で制度設計をしていただかなければ困る話でございますので……(山井委員「可能性が変わるのかと聞いているんですよ」と呼ぶ)

○後藤委員長 立って発言してください。

○田村国務大臣 ちゃんと必要なサービスは受けていただくということが前提で、これは地域支援事業の方に移すということでございます。

○山井委員 田村大臣、ちゃんと質問に答えてください。

地域支援事業に移した場合と移さない場合と、草田さんや渡辺さんのようなケースは、今のサービスを維持される可能性は、変わるのか、変わらないのか。変わらないんだったら納得しますから。変わるんだったら、どう変わるのか教えてください。

○田村国務大臣 自治体にこれからいろいろな知恵を出していただいて、いろいろなメニューが出されます。どのサービスをおっしゃっているのかわかりませんが、よりよいサービスになることも十分に考えられるということでもあります。

必要なサービスを提供いただかなければ困るんです。だから、そのように我々も指導してまいりますし、そうじゃなければ、当然のごとく、地域支援事業には移せないという話でありますから。だから、必要なサービスをちゃんと提供いただけるような体制を組んでいただくように、我々もしっかり指導してまいりますということでもあります。

○山井委員 田村大臣、なぜ答えられないんですか。可能性は変わらないと答弁したら、それでいいじゃないですか。もう一回答えてください。今、要支援一、二で草田さんや渡辺さんのようなサービスを受けておられる方が、今と同じサービスを受け続けられる可能性は、地域支援事業になっても、変わるのか、変わらないのか。イエスかノーか。

○田村国務大臣 申し上げますけれども、まず、財源構成は変わりませんよね。介護保険から……(山井委員「財源減らすじゃないですか」と呼ぶ)減らすか減らさないか、まだ決めていません。議論をいただくので、そういう決まってもいないことをそこでおっしゃらないでください。

その上で、財源構成は変わりません。そして、ケアマネジメントもちゃんとやります。そして、その上でサービスということになります。でありますから、必要なサービスをちゃんと必要な状況で提供していただくということが前提だということを申し上げております。

今と同じサービスかどうかということを上げれば、それは、今よりもいいサービスというものが提供される、そういう可能性もあるということで、それぞれの自治体の判断によっていろいろなメニューをおつくりいただくということでもあります。

○山井委員 要は、大事なことがわかりました、やはり、地域支援事業になって今と同様にサービスを受けられる権利は変わらないという答弁はできないということなんですよ。できないということなんです。

そうしたら、これは本当に、そういう答弁にならないんだったら、これは不安で仕方ないですよ。

なぜならば、なぜ私がこんなことを言うかという、六年前の介護保険法の改正で、私、似たような質問をしました。当時の大臣が、東京のある区に、要支援の高齢者の訪問に行かれました。その方は、週に三回、サービスを受けておられました。私は同様に、サービスは改正をしても変わりませんかと言ったら、変わりませんと答えられました。ところが、二年後に確認しました、どうなりましたかと言ったら、区の判断で半分に減らされていたということでありました。

つまり、大臣がそのときも、六年前のこの審議のときにも、胸を張って、厚生労働省側は必要なサービスは提供します、提供しますとおっしゃって、本当かなと言っていたけれども、結果的には、今言ったように、結局減らされてしまったりするわけなんですよね。

だから、そういう意味では、私、最初にも言ったように、田村大臣、余り楽観的な、大丈夫です、大丈夫ですという答弁は結果的にうそになりかねませんから、そこは、予算も削るのであれば、サービスは少し減るかもしれないということを正直に言うべきだと思います。

それと、それに関連して、サービスは例えばあったとしましょう、でも、きょう二時からの介護保険部会で、単価は地域支援事業だから自由に設定できる、さらに、自己負担も一割じゃなくて自由にできるということが提案されると聞いております。

きょうの配付資料にもありますように、例えば、六ページ、デイサービスセンターは職員配置が決まっているんですね。でも、今回、地域支援事業にするから、自治体の判断でこれよりも職員を減らしていい、減らすなりボランティアに置きかえてもいい、そこは御自由にしてくださいと。さらに、次のページにありますように、同様に恐ろしいのは、何と、単価は上限だけを定めるから下げてもらっても結構ですと。

こんなこと、考えられますか、本当に。そうしたら、まさに市町村によって受けられるサービスがばらばらになってきて、財政力の少ないところは二割負担になったり職員を減らしたりして、きょうこういう提案がされると聞いていますけれども、田村大臣、本当にこれは大丈夫ですか。

これはもう、要支援のサービスを今受けておられる方も、今後の方も、不安でたまりませんよ。自己負担、地域支援事業になったら二割にしてもいいんですか、市町村の判断で。お答えください。

○田村国務大臣 単価もそれぞれさまざまだと思います、当然のごとく、地域によって人件費等々違いもあるでしょうから。それは介護保険の中においても地域によって違いますから、加算が。だから、そういう意味からしたら、単価はいろいろと、やっているサービスも違うと思います。

自己負担に関して言えば、これは、負担される方々からしてみれば、単価が安い方が負担は減るのであります。そこはどういう勘案をするのか。それは、それぞれの地域で、やはり、サービスを提供する事業者、サービスを提供する主体、そこと、利用される方と、いろいろなバランスがある中で決まってくるんだというふうに思います。

ただ、効率化はしていただきたい。もちろん、効果は落とさないという前提のもとにおいて、効率化はしていただきたいというのが我々の思いであるのは確かであります。効率化をせずにずっと伸びていくという、これ自体が、介護保険自体の持続可能性をやはり維持できないことになりますから。だから、そこはいろいろな御工夫を各自治体にやっていただきたいと思うんですね。(山井委員「質問に答えてください、二割になる可能性はあるんですか」と呼ぶ)

だから、それも含めて各自治体の判断でございしますが、余り高くなり過ぎますと、それは当然利用されないわけでありまして、今も言いましたけれども、これは画一のサービスじゃありませんからね、山井さん。画一のサービスじゃありませんから、いろいろなサービスが提供されると思いますよ。それに応じて、自治体ではいろいろな提案がされるのでありましょう。ただ、負担できないようなサービスに対しては、そのようなものが出てくるということはないのであろうと我々は思っております。

○山井委員 田村大臣、すごい答弁をさらっと言わないでくださいよ、二割に上げるかもしれないと。

そんなもの、二割に上がるかどうかなんて、今は一割負担なわけですから、要支援は。それが市町村の判断で二割に変わるかもしれませんが、そんな簡単な話じゃないですよ、これは利用者からしたら。そんな簡単な話じ

やないですよ。そんなことをさらっと答弁しないでくださいよ。低所得者も含めてでしょう。そんなことを市町村で勝手に決められるようなことになったら、これは大変なことになりますよ。

中根さんが言ったように、消費税は上げるわ、デイサービスやホームヘルプも市町村によったら二割から三割になるかもしれない、そんなことで安心して老後を暮らせますか。

さらにもう一個。単価も下がる可能性があるんですね。単価も自由にするという提案を今回されるんですね、デイサービスやホームヘルプの。

ということは、これは私、びっくりしますが、七ページ、例えば、週一回のホームヘルプ、千二百二十単位、そしてデイサービス、要支援、二千九十九。これを例えば、ホームヘルプ千二百二十点を、財政が厳しい、千二百億円抑制されるから千点にしますと市町村が決めたら、これは先ほど中根さんがおっしゃったように、ホームヘルパーの賃金は下がりますよ。

もっと言えば、きょう、単価を下げてもいいですよ、二割負担にすることも市町村の自由ですよと、決まらなくても提案ただけで、全国の要支援のお年寄り、家族、ホームヘルパーさん、デイサービスの職員、介護事業者、これはもう大変な不安になりますよ。

消費税を上げるのは、介護を充実して安定化させて、高齢者に安心させるためでしょう。おまけに、この介護保険法改正を審議するのは来年の四月ですよ。介護保険を上げるときに、同時に二割負担になるかもしれない、単価も自由に下げていいです、市町村格差は開きます、今の受けていられるサービスも、今後も権利で受けられるかどうかわかりません、そんな法案を提出したって、それは通らないですよ。国民が許しません。

田村大臣、このような改正というのはやはり問題で、これは逆に介護不安を高めると思いませんか。

○田村国務大臣 まず、自由にとはいえますけれども……（山井委員「自由じゃないですか、事実上」と呼ぶ）いや、しかし、介護保険の負担に一応準じたような形でお決めにいただくという話でありますし、単価の方もガイドライン等々である程度示します。

単価を安くすれば利用者は喜ぶんですけれども、そこは相反するところはあるんですが、単価に関して言えば、先ほども申し上げましたけれども、余り低い単価を示せば、それは事業を提供できません。

といいますのは、先ほど来言っておりますとおり、介護というのは、確かに要支援でそういうことをすれば、今度は、要介護の方に人がみんな、介護人材が移りますよね。だって、ただでさえ、これから介護人材は足りないんですよ。今から倍ほど介護人材を養成していかなきゃならない。

そういう状況の中において、一方の方が単価が安ければ、全部そっちの方に流れていくわけでありまして、そこは適切な単価というものを設定しないと、そもそも事業者自体が参入ができないという話になりますから、サービスが提供できなくなりますので、そこは普通に考えていただければ御理解いただけるんじゃないかと思えます。

ただ、一方で、先ほど来言っておりますけれども、効率化というもの、これもやらなきゃいけないというのは、これはもう十分に山井委員も御理解いただいている話で、そもそも民主党の案は、三・八兆円の社会保障の充実に対して一・二兆円適正化されるんですよ、あなた方も。あなた方は何を切るんですかという話ですよ。

それも、我々をこうやって責められますけれども、あなた方とともにこの法案を通して、それにのっとって国民会議をつくって、我々議論して、ここに来ているんです。そこはあなた方も同じ責任を負っている話なので、そこは、つくられたのは、もともとあなた方がつくられたプランの中で、我々がそれに賛成して今動いておるということは御理解をいただいて、何でもいいから給付をふやせばいいという話ではないということは、そこは責任を持っておっしゃっていただきたいというふうに思えます。

○山井委員 私たちも、効率化、重点化は必要だと思っています。例えば、要支援で元気な方々、それこそ余りサービスを必要としない人が受けておられるのは問題だという声は現場からも聞きます。それは要介護認定の問題ですから、私は適正化すべきだと思っております。

しかし、今おっしゃったような、効率化をするために市町村事業に丸投げするなんということは、私たちは絶対反対です。

おまけに、今、国民会議のことをおっしゃいましたので言っておきますけれども、国民会議で私たち民主党政

権のときに議論しようとしていた主なポイントは、高齢者医療制度の改正、それと年金制度の改正。介護保険の改正というのは私たちは考えておりませんでした。

ですから、ことしの春、介護保険の改正をしたいということを政府・与党から話があったときに、三党実務者協議でも長妻さんや私は、介護のことをやるんですか、それだったら、ヒアリングするときに、認知症の家族の会や、介護職員のクラフトユニオンや、高齢社会をよくする女性の会とか、介護職員、利用者、家族もヒアリングしてくださいよということを何度も言ったにもかかわらず、そういうヒアリングは拒否して、そういう声を聞かずに、今回の案を出してきた。

だから、私たちも昨日、次の内閣で、この社会保障プログラム法も、全く民主党の意見も入れられていないし、かつ、もともと想定していた抜本改革が全く入っていないから、抜本改革でなくても制度改革も入っていないから、反対ということを決めさせていただきました。

ですから、田村大臣、わかっておられて民主党も共犯だとおっしゃっているんだと思いますけれども、明確に言います。私たちはこの要支援切りは大反対です。大反対です。一緒にしないでください。こんな現場の声も聞かない法案なんか出しません。

それで、必要に応じて、今のサービスを今利用している人は受け続けられるということですが、逆に言えば、市町村の判断で必要がないと判断されちゃったら、今のサービスは受けられないか、減るといことですね。

○田村国務大臣 山井委員は地方を信用されていないからそうやっておっしゃられるんでしょうけれども、そもそも、地方も、それぞれ市民によって選ばれた市長さんなり町長さんらが行政を運営されている。そういうもとにおいて、市町村が、適切であるのにこれは適切でないといってサービスを切るとすれば、それは地方に行政を任せられないという話になろうというふうに思いますので、ちょっと今の発言はいかがなものかというふうに思います。

ただ、いろいろな意味で、全国的に、確かに言われるとおり、シビルミニマムといいますか、そういうものをしっかりと、どの時点が最低限度のサービスなのかという基準、これは最低限度の、我々としては最低基準とは言いません、保育で最低基準と言って民主党に叱られましたので、もっと地方に自由にさせてやれと言って叱られましたので、そうは言いませんけれども、地方に一定程度のいろいろな基準を示すようなガイドラインをお示しすることによって、適正なサービスの維持というものを図っていくことが必要であろうというふうに思っておりますので、地方というものを信頼しておる我々といたしましては、協力しながら、適切なサービスが提供できるようにしてまいりたいというふうに思います。

○山井委員 全く問題のすりかえです、今のは。それだったら介護保険はもともと要らなかったわけですし、それだったら要介護も全部任せたらいいじゃないですか、市町村に。そういうことにならないでしょう。

それで、例えば、今回恐ろしいのは、五、六%の自然増を三、四%に抑えるという提案をするということは、地域支援事業に渡したら、財源が苦しくなったら、今度は一、二%に抑えてください、今度は〇%に抑えてください。自由にこれはもう抑えられることになっちゃうんですよ、国があれば。

市町村を信用してくださいといいながら、同時に、市町村に行く財源を今回抑制するじゃないですか、千六百四十七億円も。財源は削る、おまけに、任せるといいながら、単価を下げていいですよ、自己負担を上げていいですよ。サービスをカットする自由しか与えていないじゃないですか。

そういう意味では、この問題は非常に深刻でありますし、私が厚生労働政務官であった四年前、保育の基準を市町村に任せろ、人員配置基準とか面積基準を任せろというのがあったけれども、私は、長妻大臣とともに、やはりナショナルミニマム、本当に市町村に任せるときに、市町村でもやはり保育に不熱心な自治体もあるんですよ、残念ながら、優先順位で。だから、これは国として、最低基準は守らないとだめだということで、私はいろいろなところと大げんかして、最低限の基準を守りましたよ。

その私の立場からすると、要支援の高齢者のサービスを市町村に丸投げして行って財源も切っていく、これは私は大問題だと思っております。このことは、来週からプログラム法の審議も始まりまして、その中に要支援制度の見直しやこの介護保険の見直し、問題だらけですので、じっくり審議させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。